



救急出動件数 74件  
火災出動件数 5件  
(4月末日現在)

福祉保健課

☎ 47-5555

総合福祉センター  
窓口 7番

特定不妊治療・不育症治療費用の一部を助成

不妊治療や不育症治療を受けたご夫婦を対象に治療費の一部を助成しています。

○対象者

「北海道特定不妊治療費助成事業」「北海道不育症治療費助成事業」による助成の決定を受けた方で、訓子府町に住所を有する方

○助成額

助成額は治療にかかった費用から、北海道特定不妊治療費助成事業、北海道不育症治療費助成事業で受けた助成を差し引いた額で、特定不妊治療1回15万円を上限、不育症治療1回10万円を上限とします。

○申請に必要なもの

- ①北海道特定不妊治療費助成事業・北海道不育症治療費助成事業の助成決定指令書の写し
- ②特定不妊治療費助成事業受診等証明書・不育症治療費助成事業受診等証明書の写し
- ③印鑑

管理課

☎ 47-2122

役場 2階  
窓口 14番

平成30年度教科書展示会

小学校、中学校の教科書展示会を開催します。

- とき 6月15日(金)～30日(土)
- ①月、火、木、金曜日 10時～18時
- ②水曜日 10時～19時
- ③土曜日 10時～15時

○ところ 図書館研修室

※研修室の利用状況によっては、一時的に閲覧できない場合があります。

臨時的任用教職員の募集

教員の出産や育児休暇の取得などに伴う、後任の臨時的任用教職員の随時募集しています。

くらしの

- ④振込先金融機関の口座番号が分かるもの(通帳)
- 問合せ 福祉保健課健康増進係

介護保険料を通知します

町では、今年度の介護保険料を決定し、65歳以上の皆さんに通知します。

介護保険料は、皆さんの負担が重くなり過ぎないように、本人および家族の収入や住民税課税状況に応じて段階的に分かれています。

平成30年度からは「訓子府町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の第7期がスタートし、保険料額が改定となりました。介護保険料基準月額が4,850円になります。

介護保険料の納め方は、年金からあらかじめ差し引かれる「特別徴収」、納付書で納める「普通徴収」、特別徴収と普通徴収の両方で納める「併用徴収」がありますので、通知書で「年間の保険料額」と「納付方法」を必ず確認してください。

普通徴収第1期の納期限は7月2日(月)です。

○問合せ 福祉保健課介護保険係

- 職種 教諭、養護教諭、栄養教諭
- 勤務場所 オホーツク管内の小学校、中学校、義務教育学校
- 採用期間 1か月以上(最長3月31日まで)更新あり
- 勤務条件 常勤(正規職員に準じる)
- 給与 学歴・職歴により異なる  
(例)教諭(新規大卒者)月額20万9,980円
- ※給与のほか、条件により扶養手当、通勤手当、住居手当などの諸手当を支給
- 資格 校種、職種に応じた教育職員免許状を有する方
- 申込方法 履歴書を北海道教育庁オホーツク教育局企画総務課教職員係(〒093-8585 網走市北7条西3丁目)へ持参または送付。選考あり。
- 問合せ オホーツク教育局企画総務課教職員係(☎0152-41-0751)

伝言板



町民課

☎ 47-2203

役場 1階  
窓口 1番

税の関係 ☎ 47-2193

町道民税・国保税の第1期納期限は7月2日

町道民税と国保税の第1期分納期限は、7月2日(月)です。なお、納税通知書は6月8日(金)に発送する予定です。

また、信金・農協・ゆうちょ銀行の口座で納税される方には、口座振替用納税通知書をお送りします。

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に關係するものに限り)も納付することができます。

○とき 6月13日(水)・7月11日(水)  
17時30分～20時

○ところ 町民課窓口

バリアフリー改修住宅の固定資産税を減額

高齢の方や障がいのある方などが居住する住宅(新築された日から10年以上を経過した住宅)について、平成32年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した翌年度1年分に限り1戸当たり100㎡分までの固定資産税を3分の1減額しています。

減額を受けるためには、改修後3か月以内に工事費明細書や領収書、改修箇所の図面・写真(改修前後)などの書類を添付して町民課資産税係に申請してください。

■居住者の要件

- 65歳以上の方
- 要介護認定または要支援認定を受けた方
- 障がいのある方

人の動き → 5,045人(+21)

男 2,412人(+19) / 女 2,633人(+2)  
世帯数 2,102世帯(+18)

4月末日現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

■対象となる改修工事

- 次に該当する工事を行い、補助金などを除く自己負担が50万円を超えるもので床面積が50㎡以上280㎡以下であること
- 廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化

■問合せ 町民課資産税係

「女性のためのなんでも相談所」を開設

毎年6月23日から29日までの一週間は、内閣府が定める「男女共同参画週間」です。

北見人権擁護委員協議会では、悩みを持った女性が気軽に相談できるよう女性の権利擁護委員が相談員となる「女性のためのなんでも相談所」を次のとおり開設します。

○とき 6月26日(火)13時～16時

○ところ 釧路地方法務局北見支局2階相談室(北見市高砂町14番14号)

○相談員

北見人権擁護委員協議会の女性人権擁護委員

○問合せ

釧路地方法務局北見支局(☎23-6153)  
町民課町民相談係

空き家・空き地の適正な管理にご協力

空き家や空き地の管理は、土地の所有者の責任です。町内でも管理の行き届いていない空き地などの苦情が多数寄せられています。

何らかの問題が発生したときは、当事者間での解決が基本となりますが、そのようなことになる前に、適正な管理に努めましょう。

○害虫や草花の種などで近所迷惑にならないように、草刈りを行いましょう。

○景観を損ねないように定期的に清掃をしましょう。

○問合せ 町民課町民相談係

